

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その37）

令和3年1月16日
在シンガポール日本大使館

1. シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内における感染者数を次の通り公表しています（15日現在）。詳細は保健省HPを確認下さい。

（1）新規感染者数30名、累計感染者数59,059名、
累計退院者数58,771名、累計死亡事例29名、
15日現在隔離者数259名（病院内51名（ICU0名）、コミュニティ内
隔離施設208名）。

（2）ドミトリー／専用居住施設（寄宿舍）滞在、建設現場等のワークパーミット所持外国人労働者感染者数0件。

（3）一般国内感染症例1件。

（4）輸入症例29件。輸入症例者のすべては、シンガポールに到着後のSHN実施中に感染確認。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/1-new-case-of-locally-transmitted-covid-19-infection-15-Jan-2021-Updated>

2. 15日、シンガポール外務省（MFA）は、日本政府によるビジネストラック・レジデンストラックの一時停止を受け、両トラックの一時停止に関する報道官発表を概要次の通り公表しました。詳細は外務省HPを確認ください。

（シンガポール外務省（MFA）HP）

<https://www.mfa.gov.sg/Newsroom/Press-Statements-Transcripts-and-Photos/2021/01/20210115-SG-JP-RGL-Suspension>

【シンガポール相互グリーンレーン（RGL）（日シンガポール・ビジネストラック

ク) の一時停止に関するシンガポール外務省報道官コメント】

2020年12月26日、日本政府は2020年12月28日から2021年1月31日までの間、すべての非居住外国人の日本への入国を一時停止することを発表しました。その後、日本政府は、日シンガポール相互グリーンレーン（RGL）を含む、他国との間の日本のビジネストラックとレジデンストラックを、日本の緊急事態宣言が解除されるまで、2021年1月14日からすべて停止すると発表しました。

日シンガポール相互グリーンレーン（RGL）とレジデンストラックの相互性に鑑み、この期間中はRGLとレジデンストラックによる日本からシンガポールへの渡航申請はできません。

既にRGLでシンガポールへの入国許可を得ている渡航者は、引き続きシンガポールへ入国できますが、日本へ帰国する際の最新の入国管理規則については、
在シンガポール日本国大使館に確認下さい。

日本から来るシンガポールのワークパス保持者は、シンガポール入国に当たり、ワークパス保持者用一般レーンを引き続き利用することができます。

シンガポールへの渡航を予定している、または既にシンガポールに滞在している日本の長期滞在者は、日本への再入国に関する最新の規則については在シンガポール日本国大使館に確認することを勧めます。

シンガポールに入国するすべての渡航者には、一般的な防疫措置が適用されます。

ワークパス保持者用一般レーンの詳細はこちらのリンクを参照下さい。
(<https://safetravel.ica.gov.sg/wphl/requirements-and-process/>)

3. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域)

<https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/media-centre/TableforCitiesApprovedforTransit.pdf>

4. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて（感染症危険情報）を発出しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info1030.html>

5. 今般の世界的な新型コロナウイルスの発生を受け、日本政府及び各国政府が入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、渡航にあたっては、外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入城後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

6. 外務省海外安全ホームページ，厚生労働省ホームページ，シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省（MOHホームページ）

<https://www.moh.gov.sg/>

（参考）シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。（チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>）